

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書
（病院又は診療所）

年 月 日

香川県知事 殿

開設者 住所

（法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の職氏名） 氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 60 条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定自立支援医療機関	ふりがな 名 称	
	所 在 地	〒 電話番号 メールアドレス
	医療機関コード	
	指 定 年 月 日	年 月 日
2 開設者 <small>開設者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名称並びに代表者の職名及び氏名、代表者の生年月日を記載すること。</small>	住 所	〒 電話番号 メールアドレス
	氏 名	
	生 年 月 日	
3 標榜している診療科名 （担当しようとする医療に係るもの）		
4 担当する医療の種類		
5 主として担当する医師 又は歯科医師の氏名		
6 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要	（別紙 2）	
7 自立支援医療を行うための入院設備の定員 （診療所である場合のみ記載）	無 ・ 有（ 人）	
8 誓 約 書	（別紙 3）	

注) 1 育成医療又は更生医療いずれが単独での指定の更新を希望する場合は、様式中 2 箇所の「(育成医療・更生医療)」のうち、指定の更新を希望しない医療を二重線で抹消してください。
2 担当する医療の種類が複数のときは、医療の種類ごとに作成してください。

本申請についての問い合わせ先
担当者名
電話番号

(別紙2)

自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要

1 設備の概要(変更がある場合のみ記入)

設備(担当しようとする医療で特に必要とされるものを主に記載のこと)			
品目	数量	品目	数量

注 腎臓に関する医療を担当しようとする医療機関にあつては、人工透析にかかる専用のスペースを有していることを確認できる図面を添付すること。(変更の場合のみ)

2 体制の概要(すべて記入)

指 定 基 準	適否
指定自立支援医療機関療養担当規程(育成医療・更生医療)(平成18年厚生労働省告示第65号)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える。	
現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っている。	
患者やその家族の要望に応じて、各種医療、福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されている。	
自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されている。	
担当しようとする医療について、特に必要とされる体制及び設備()が整備されている。	
体 制	
担当しようとする医療に関わるスタッフの体制	
診療日及び診療時間	
診療内容	

注) 指定基準を満たす体制が整備されている場合には「適否」欄に を記入すること。

(別紙3)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

香川県知事 殿

開設者 住所
氏名
(法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の職氏名)

下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第59条第3項で準用する法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定に該当しないことを誓約します(役員等含む。)

記

(誓約項目)

法第59条第3項で準用する法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く)の規定関係

- 1 (第4号関係)申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 (第5号関係)申請者が、法その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 (第5号の2関係)申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 4 (第6号関係)申請者が、法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。
 - (1)指定を取り消された者が法人である場合
取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日以前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
 - (2)指定を取り消された者が法人でない場合
取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日以前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
- 5 (第8号関係)申請者が、法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 6 (第9号関係)申請者が法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 7 (第10号関係)第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日以前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 8 (第11号関係)申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 9 (第12号関係)申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号まで(第7号を除く)のいずれかに該当する者がある。
- 10 (第13号関係)申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号まで(第7号を除く)のいずれかに該当する。